平成２９年（フ）第１２５１号
福岡市早良区百道２丁目10番11号
債務者　井上　　渉
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２５５号
福岡県筑紫郡那珂川町中原２丁目125番地クレイドル博多南502号
債務者　古川　晶枝（旧姓立石）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９３号
福岡県大野城市横峰２丁目19番23号　ベレオ横峰203号
債務者　村田　リカ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９４号
福岡県筑紫野市大字筑紫686番地11　セイホーハイツ筑紫203号
債務者　藤田　由美
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９７号
福岡市博多区堅粕３丁目８番１―1014号
債務者　大原　範尋
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１１号
福岡市西区愛宕２丁目10番15―403号
債務者　古賀　彩子（旧姓齋田）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３２０号
福岡市東区名島１丁目７番31号
債務者　岡口　弘子（旧姓松西）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３２１号
福岡県大野城市仲畑１丁目29番２号　Ｄ－ｒｏｏｍ　A103号
債務者　酒井つかさ
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３２９号
福岡市中央区舞鶴２丁目７番１―510号
債務者　森　　孝美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３３０号
福岡県大野城市仲畑４丁目６番23号
債務者　有馬　千恵
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３３１号
福岡県筑紫野市紫５丁目22番32号
債務者　有馬　美紗
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３４１号
福岡県筑紫郡那珂川町道善３丁目24番地１サンフォーレスト102号
債務者　末松　卓男
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３５６号
福岡県筑紫野市原田５丁目６番地20　ジュネス美しが丘106号
債務者　川又　和代
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３７７号
福岡市南区花畑２丁目47番23号
債務者　東田　凌子
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３９２号
福岡市中央区清川２丁目16番21号
債務者　岡部　政文
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３９３号
福岡市東区和白６丁目23番25―101号
債務者　渡邉　和子（旧姓舩越）
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３９７号
福岡市南区的場１丁目９番２号
債務者　相川ヤヨイ
1　決定年月日時　平成29年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部